

# 重要なお知らせ

## 【既存の二酸化炭素消火設備に関する遡及内容について】

令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで3件発生し、合わせて死者7名、負傷者13名を出す惨事となりました。

そのため「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和4年9月14日付け消防令第416号）により、以下の点が義務付けられることとなりました。

## 改正点

二酸化炭素消火設備には、既存設備を含め「閉止弁」及び「防護区画等の出入口に危険性に関する標識」の設置、並びに「防護区画内の立入時の閉止弁の閉止等」の維持管理が義務付けられたほか、新設の二酸化炭素消火設備には「起動用ガス容器」、「緊急停止装置」等の設置が義務付けられるとともに、全域の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物には消防設備士等による点検が義務づけられました。

R4.9.14  
公布日

R5.4.1  
施行日

R6.4.1  
閉止弁経過措置期限

### 周知期間

### 経過措置

### 設置義務化

1

・閉止弁の設置  
(集合管又は操作管  
は消防庁長官が定める  
基準に適合する閉止  
弁を設ける)

閉止弁に  
求められる  
基準

→操作の方向、開閉位置  
常時開放、点検等閉止す  
る旨、製造者名等が表示  
されている。

→直接操作または遠隔操  
作で確実に開閉する。

→操作の方向、開閉位置  
常時開放、点検等閉止す  
る旨、製造者名等が表示  
されている。

→直接操作または遠隔操  
作で確実に開閉する。

+

→構造・機能の基準  
→材質の基準  
→耐圧試験の基準  
→気密試験の基準  
→等価管長の基準

→操作の方向、開閉位置  
常時開放、点検等閉止す  
る旨、製造者名等が表示  
されている。

→直接操作または遠隔操  
作で確実に開閉する。

+

→構造・機能の基準  
→材質の基準  
→耐圧試験の基準  
→気密試験の基準  
→等価管長の基準

+

→開放及び閉止の旨の信  
号を制御盤に発信するス  
イッチ等が設けられている。  
→閉止の状態での閉止の旨  
の信号が発せられる。  
→開放の状態での開放の旨  
の信号が発せられる。

既存  
設備

2

・有資格者点検  
・標識の設置  
・維持管理基準

### 周知期間

### 設置義務化

3

その他 (起動用  
ガス容器の設置  
等)

→既存設備に対する義務化なし。

新設  
設備

1

2

3

の全て

### 周知期間

### 設置義務化